

MSJ2020-020  
2021年4月5日

環境大臣 小泉 進次郎 殿

一般社団法人 日本哺乳類学会  
理事長 押田 龍夫

## わなによる錯誤捕獲への対応に関する要望書の提出について

拝啓

日頃より日本哺乳類学会の活動にご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、農林業被害や生態系影響などを防止するため、全国的課題としてニホンジカやイノシシの捕獲の強化が進められています。我が国では、銃の所持・使用規制が極めて厳しいこともあり、銃猟免許所持者が大幅に減少していることから、箱わなやくくりわななどのわなによる捕獲が主流になりつつあります。

しかしづなは、手法の特性として非標的種が誤って捕獲（錯誤捕獲）される可能性を常に伴います。錯誤捕獲の発生頻度が高いことを示す調査結果も報告されており、今後、動物種の保全やアニマルウェルフェアの観点から大きな社会的問題となることが懸念されます。そのような事態を防ぐためには、早急に錯誤捕獲の実態と影響の把握・評価を行い、その結果に基づく適切な対策を講じる必要があります。

つきましては、ここに錯誤捕獲問題に関する要望書を提出しますので、ご検討の上、迅速な対応をお願い申し上げます。なお、本件に関して日本哺乳類学会は最大限の協力を惜しまぬ所存です。また、同趣旨の要望書を農林水産省と林野庁にも提出していることを申し添えます。

敬具

### <連絡先>

浅野 玄（日本哺乳類学会 哺乳類保護管理専門委員会委員長）

〒501-1193 岐阜県岐阜市柳戸 1-1 岐阜大学応用生物科学部 (Tel. 058-293-2933)

山崎晃司（同 哺乳類保護管理専門委員会副委員長／ クマ保護管理作業部会部会長）

〒156-8502 東京都世田谷区桜丘 1-1-1 東京農業大学森林総合科学科(Tel. 03-5477-2235)

日本哺乳類学会（公式 HP : <http://www.mammalogy.jp/>）

2021年4月5日

## わなによる錯誤捕獲への対応に関する要望書

一般社団法人 日本哺乳類学会  
理事長 押田 龍夫

以下では、狩猟又は許可に基づく正当な捕獲作業によって、目的とされる種以外の鳥獣がわなに捕捉されてしまうことを「錯誤捕獲」と呼ぶこととする。

### 1. 捕獲の動向とわな使用

現在、ニホンジカ（以下、シカ）やイノシシなどによる農林業被害、シカの採食による植生の劣化などの生態系影響、クマ類やサルなどによる人の安全や生活への影響が拡大している。このため、「鳥獣保護管理法」の改正や「鳥獣被害防止特措法」の制定などの法的対応をはじめ、様々な被害防除施策がとられてきた。重点の一つは捕獲の強化で、全国的な個体数削減目標を掲げた「抜本的な捕獲強化対策」（環境省・農林水産省 2013年12月）も進められている。

しかしながら、捕獲強化の担い手をみると、狩猟免許所持者数は1970年代以降減少を続け、2000年代初めからは横ばいとなったものの増加はしていない。特に、銃猟免許所持者数は、銃所持・使用規制の強化を背景として最盛時の2割程度に減少している。この減少を補完するように増加しているのが、わな免許所持者数で、1995年当時は狩猟免許所持者総数の1割程度であったわな免許所持者数が、現在ではほぼ同数となっている。

主な加害獣であるシカ・イノシシの捕獲数は1990年代以降急増し、2010年頃からは「狩猟」による捕獲数よりも許可捕獲（有害鳥獣捕獲や特定計画に基づく個体数調整）による捕獲数が多くなり、最近では両種とも捕獲総数の7割が許可捕獲によるものである。銃猟と網わな猟に分けて「狩猟」による捕獲数を見ると、1990年代までは両種とも銃によるもの多かったが、近年ではシカ捕獲総数の5割、イノシシ捕獲総数の7割がわなによるものである。許可捕獲について銃猟・網わな猟別の捕獲数統計はないが、「狩猟」以上にわな捕獲比率が高いことは確実である。

以上のように、シカ・イノシシなどの主な加害獣に関しては、捕獲数が大きく増加するとともに、捕獲の目的が狩猟から被害防除などのための個体群コントロールへ、捕獲手法は銃猟からわな猟へと大きく転換した。この変化は現在も進行しているが、わなによる捕獲には銃では生じない次のような問題がある。

### ① 錯誤捕獲の発生

銃猟では、射手が対象種と安全性を確認して発砲することが前提であるが、現在使用されているほとんどのわなは特定の種に限定して作動する仕組みではないため、常に錯誤捕獲発生の可能性を抱えている。錯誤捕獲の場合、わなに捕捉された個体が死亡していれば、鳥獣保護管理法の解釈では捕獲が完了したとみなされて違法捕獲となる。

### ② アニマルウェルフェアの問題と作業者の安全性

現在使用できるわなの多くは生け捕りタイプであるため、わなに捕捉された個体が標的であれば止め刺しなど、錯誤捕獲の場合は放棄など、わなに捕捉された個体に対する適切な処置が必要となる。これらの作業には、近年社会的に重視されている捕獲された個体の精神的・肉体的苦痛を避けるというアニマルウェルフェアへの配慮が求められるほか、作業者の安全が確保される必要があり、実施には一定の知識と技量、時には特別な体制が必要である。

### ③ わな使用規制の動向

わなの使用は、人に対する安全性、非標的種の捕獲可能性の最小化、という観点から歴史的に規制が強化してきた。近年はこれらに加え、アニマルウェルフェアも重視されて、2000年代に入ってからも狩猟におけるとらばさみの使用禁止やくくりわなの径の制限などの規制強化が行われている。

## 2. 錯誤捕獲問題の現状

現在使用されているくくりわなや箱わななどには、鳥類や小型哺乳類、タヌキやアナグマなどの中型哺乳類、クマ類やカモシカなどの大型哺乳類まで、様々な鳥獣が錯誤捕獲されることが知られている。長野県小諸市の足くくりわなによるシカ捕獲事業で詳細に調査した例では、様々な種が錯誤捕獲された事実が判明しており（参考資料参照）、これが一般的な実態に近いと考えられる。わな使用は飛躍的に拡大しており、全国的に錯誤捕獲が増加している可能性が高い。しかし、行政的な記録もほとんどとられておらず、錯誤捕獲に関する具体的な情報は極めて限られている。

わな捕獲の現場に目を向けると、市町村や県において、錯誤捕獲への対処を含む適切な捕獲の方法についての指導や研修などの実施は極めて不十分であり、正しい知識と技術、経験を持たない捕獲従事者が増加している。このような現状は、錯誤捕獲を増加させるとともに、不適切な処置（保全やアニマルウェルフェアの観点から問題となるわなの使用、捕獲個体の取り扱いや安易な殺処分など）が放置されることにもつながる。

錯誤捕獲に関する主要な現実的問題として以下が挙げられる。

#### ① 個体や地域個体群への影響

錯誤捕獲された個体は一定時間拘束されるため、身体的衰弱や育仔活動への影響が懸念される。特に、足くくりわなでは拘束部位の損傷が起きるため、その後の生活や生存率に影響すると推定される。また、拘束中に他の鳥獣に捕食されて死亡するケースもある。西日本のツキノワグマやカモシカのように規模の小さい地域個体群に対しては、錯誤捕獲が保全上重大な影響を及ぼす可能性もある。

#### ② 捕獲従事者や通行人への危害発生リスク

錯誤捕獲個体は放獣が原則であることから、捕獲作業者や通行人の身体生命にかかる事故のリスクがある。実際に、ツキノワグマによる放獣作業者の負傷事故が時々発生しており、2019年7月には宮城県でわな見回り時の死亡事故例がある。カモシカでも2020年10月に錯誤捕獲個体の放獣作業に伴う死亡事故が愛知県で発生している。中型哺乳類でも、直接捕獲個体に触れる作業では咬傷のリスクがある。一方、これらのリスクを理由とした安易な殺処分が必要以上に実施されるという問題も存在する。

#### ③ 捕獲効率の低下や捕獲の停滞

非標的種がわなに捕捉されている状態は、わなが停止している状態と同じである。錯誤捕獲はわなの稼働率を下げ、標的種の捕獲効率を低下させると同時に、錯誤捕獲個体の処置とわなの再設置といった労力負担の増加をもたらす。錯誤捕獲とそれに伴う捕獲作業労力の増加、時として市民から寄せられる批判は、捕獲従事者の意欲低下を招く。

#### ④ アニマルウェルフェアへの配慮の不足

わなによって捕獲個体が損傷する可能性や捕獲個体の取り扱いに関してはアニマルウェルフェアへの配慮が求められるが、考え方や具体的な配慮事項の整理や周知がされておらず、現場作業においては必ずしも適切な対応がなされていないことがある。こうした現状は社会的な批判を招き、捕獲事業の実施を妨げる結果となりうる。

### 3. 錯誤捕獲問題に関する要望事項

以上から、錯誤捕獲問題に関する当面の課題は次の点にまとめることができる。

- ① 錯誤捕獲の実態把握、自然および社会に対する影響の分析
- ② 錯誤捕獲への対応の考え方および具体的な対応策・手順の整理
- ③ ②に基づく施策の展開

これらの課題に取り組み、事態の改善を図るため、以下のことを要望する。

(1) 錯誤捕獲問題全般への対応の考え方、対応の手順と具体的な対応方法、体制整備等の在り方を整理すること。

(2) (1)の結果に基づいて、錯誤捕獲への対応に関するガイドライン等を整備すること。これには、錯誤捕獲情報の収集・報告の項目と様式、指定管理鳥獣捕獲等事業などにおける錯誤捕獲のモニタリング、錯誤捕獲の低減ならびに安全性とアニマルウェルフェアに配慮した錯誤捕獲個体の取り扱い方法、それらの普及啓発や講習などにかかる内容を含むこと。

(3) (2)の内容を「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（基本指針）」に盛り込み、都道府県知事が定める「鳥獣保護管理事業計画」に反映されるよう促すこと。

(4) 錯誤捕獲の実態やその影響に関する調査研究、および錯誤捕獲の防止や発生率の低減にかかる技術開発を促進すること。

以上

### 参考資料

以上の内容についての参考資料として、日本哺乳類学会発行の和文学術誌である『哺乳類科学』(60巻2号:2020年)に掲載されている特集記事の別刷を添付いたします。